

# 税 額 控 除

## ○ 配当控除

株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

課税所得金額の合計額 配 当 の 種 類		1,000万円以下 の場合		1,000万円を超える場合			
		市民税	道民税	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
				市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配		1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託 (特定株式投資信託以外)の 収益の分配	一般外貨建等証券 投資信託の収益の 分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
	上記以外	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%

## ○ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から控除されます。

## ○ 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成33年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により翌年度の住民税の所得割から控除されます。

$$\left( \text{前年の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額} \right) - \left( \text{前年の所得税額} \right) = \left( \text{住民税の住宅借入金等特別税額控除額} \right)$$

※算出された控除額が、前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の5%を超えた場合、5%の金額(上限額97,500円)になります。

ただし、平成26年4月1日～平成33年に入居した場合、特定取得に該当するときは前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の7%(上限額136,500円)となります。

## ○ 住宅借入金等特別税額控除額の税額控除割合

区 分	市民税	道民税
控除額における割合	5分の3	5分の2

## ○ 寄附金控除

控除の対象は、都道府県・市区町村、北海道共同募金会、日本赤十字社北海道支部、北海道や帯広市が条例で指定するものへの寄附金です。

寄附金控除額 = ①基本控除額 + ②特例控除額

① 基本控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10%

② 特例控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率 0%~45% × 1.021)

※基本控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。

※特例控除額は、地方公共団体・東日本大震災義援金に対する寄附金に限定され、市民税・道民税所得割額の20%が上限です。

## ○ 配当割

平成16年1月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等については、市・道民税配当割として特別徴収し、課税関係を完了させることから申告は不要です。(所得税においても、平成15年4月1日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等について源泉徴収税率が軽減され申告不要とされました。)

なお、申告不要の配当等を申告した場合は、総合課税または申告分離課税(申告時いずれか選択)の対象となり、所得割額から配当割額を控除し計算されます。(控除しきれない場合には、先に特別徴収したもから還付または充当します。)

一定の上場株式等の配当等に係る税率等は次のとおりです。

支払期間	住民税の税率等	所得税の税率等
平成16年1月～平成25年12月	配当割 3%	源泉徴収 7%
平成26年1月～	配当割 5%	源泉徴収 15%

## ○ 株式等譲渡割

平成16年1月1日以後に取引される源泉徴収する特定口座内の株式等の譲渡所得については、市・道民税株式等譲渡所得割として特別徴収し、課税関係を完了させることから申告は不要になります。(所得税においても、源泉徴収する特定口座を利用することにより申告不要とされました。)

なお、申告不要の譲渡所得を申告した場合は、住民税3%、所得税7%(平成26年以降は、住民税5%、所得税15%)で課税され、所得割額から株式等譲渡所得割額を控除し計算されます。(控除しきれない場合には、先に特別徴収したもから還付または充当します。)

上場株式等の譲渡所得に係る税率等は次のとおりです。

支払期間	住民税の税率等	所得税の税率等
平成16年1月～平成25年12月	株式等譲渡所得割 3%	源泉徴収 7%
平成26年1月～	株式等譲渡所得割 5%	源泉徴収 15%